

◆パソコン能力 (ワード・エクセル操作について)	※該当する箇所に○を付け(複数可)、項目外のことはその他欄に記入 操作できない/基本操作可能/応用操作可能/ブラインドタッチ可/図やグラフの作成可 新規に文書・表の作成可/既存文書・表に入力可/関数使用可 その他()	
◆心身の障がい状況	該当するものを選択して、級別等を記入、または選択してください。(手帳の写しを提出) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 身体(種 級) <input type="checkbox"/> 知的(<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B) <input type="checkbox"/> 精神(級) 障がい名()	
◆資格・免許(自動車運転免許等)		
	種別 (専門の資格が必要な職種を希望する方は、資格証明書の写しを提出)	取得年月日
◆志望動機、自己PR		
<p>(兼業について) 他の事業所と兼業を希望する場合は、別に届出が必要になります。届出には次の項目すべてを満たしていることが必要です。</p> <p>① 兼業先の業務と勤務時間が重複しないこと。 ② 1日の合計就労時間が8時間を超えないこと。 ③ 1週間の合計就労時間が40時間を超えないこと。 ④ 1週間のうち、少なくとも1日は休み(業務がない日)があること。 ⑤ 兼業先の業務に従事することが、職員全体の不名誉とならないこと。 ⑥ 兼業先の業務が、会計年度任用職員の身分上ふさわしくない性質を持たないこと。</p>	<p>左の「兼業について」をよく読み、内容を確認してチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 確認した</p>	<p>採用後の兼業予定について当てはまる方にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 兼業する <input type="checkbox"/> 兼業しない</p>
<p>(欠格事項について) 地方公務員法第16条に該当する方は申込できません。 ※地方公務員法抜粋</p> <p>(欠格条項) 第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>		
<p>私は地方公務員法第16条の規定に該当しません。 また、応募申込書に記載したことは事実と相違ありません。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名 (自署)</p>		